

長崎県公立大学法人利益相反マネジメントポリシー

平成 26 年 3 月 24 日
規 程 第 6 号

1 目的

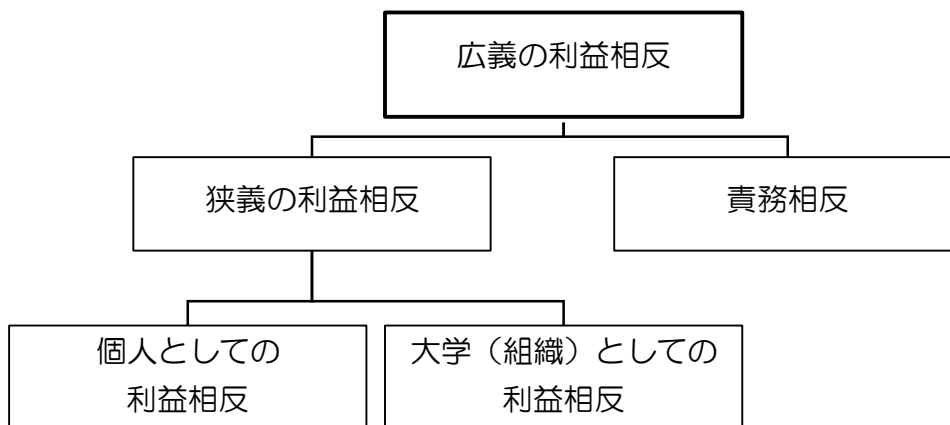
長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）は、地域の人々の健康と福祉の向上、地域産業の振興、地域の新たな文化の創造に寄与するため、長崎県立大学（以下「大学」という。）の運営を通して、地域社会への貢献活動（以下「地域貢献活動」という。）を積極的に進めている。

しかしながら、地域貢献活動のひとつである産学官連携活動においては、大学と企業とはそもそも社会における役割を異にしており、その目的も異なっていることから、いわゆる「利益相反」の状態が起こる可能性がある。産学官連携活動をさらに推進していく上ではその点を十分理解し、適切に対応することが必要である。

以上を踏まえ、法人は、産学官連携活動の健全かつ効率的な推進と社会的信頼の確保のため、利益相反に関する基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーとして策定し、法人、大学、法人の役員及び大学の教職員等がこのポリシーに則り、積極的に産学官連携活動を推進していく環境を構築するものとする。

2 利益相反の定義

＜利益相反の概念図＞



本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。

(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含むもの。

(2) 狭義の利益相反

大学及び教職員等が産学官連携活動により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、教育・研究という大学としての責任が衝突・相反している状態をいう。

また、この狭義の利益相反には、個人としての利益相反と大学（組織）としての利益相反がある。個人としての利益相反とは、教職員等個人が得る利益とその個人の大学における責任との相反を指し、大学（組織）としての利益相反とは、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任の相反

を指す。

(3) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

いずれの場合も大学及び教職員等が、組織的又は個人的な利益や企業等の責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反の問題が生じる。

3 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 教育、研究及び地域社会への貢献という大学の果たすべき役割に鑑み、教職員等の技術移転活動等の産学官連携活動に対する貢献を奨励する。
- (2) 教職員等は、産学官連携活動の推進を行う上で、利益相反が起こらないように努めることを責務とする。
- (3) 利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携活動を推進する。
- (4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。
- (5) 産学官連携活動に伴う教職員等の個人的利益に関する情報を管理し、その透明性を確保する。

4 利益相反マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る基本方針や施策の策定及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。